

参考資料5

プレスリリース

平成20年1月31日

厚生労働省

農林水産省

食品の期限表示に関するパンフレットの作成について (知っていますか食品の期限表示?)

1 趣旨

食品の期限表示について、消費者の皆様に正しく理解していただくため、厚生労働省と農林水産省が連携し、消費者の視点にたった分かりやすいパンフレットを作成しました。

(参考)

平成19年12月17日公表

「生活安心プロジェクト」(緊急に講ずる具体的な施策)

(1)「食べる」~ホンモノのある食生活

① 食品表示を適正化する:「工」

賞味期限など食品の期限表示の意味について消費者が正確に理解できるよう、関係省が連携し、消費者の視点に立った分かりやすいパンフレットを早急に作成し、情報提供活動を強化する。(19年度中)

2 パンフレットの入手方法

このパンフレットは、各地の保健所、地方農政局、小売店、消費者団体等へ配布し、広く消費者の皆様に情報提供を行う予定です。また、厚生労働省、農林水産省のホームページにも掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/index.html> (厚労省)

<http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/kigen.html> (農水省)

【照会先】

厚生労働省 医薬食品局食品安全部 基準審査課

担当 西嶋、田上

TEL:03-5253-1111 (内線2484、2444)

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課

担当 筧島、京増、中村、佐藤

TEL:03-6744-2099

生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策（抜粋）

（「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合）

（平成19年12月17日）

1 消費者や生活者の視点に立った行政へ

（1）安全・安心を第一に、大きく発想を転換

これまでの政府の仕事のやり方は、生産第一の視点から作られてきたため、国民生活の安全・安心の確保という視点が、政策立案の中心に置かれていたなかった。

国民が日々、安心して暮らせるようにしていくため、安全・安心を第一に、消費者や生活者の視点に立った行政へと大きく発想を転換すべき時代が来ている。

（2）不安を感じさせる事件の発生

近年、耐震偽装問題、食品の不正表示、救急医療に係る事故等の発生や高齢者等を狙った悪徳商法の横行など国民に不安を感じさせる事件が数多く発生している。

また、人間関係の希薄化等による地域コミュニティの崩壊、若者の非正規雇用の増加など、国民生活に身近な場において、様々な新たな問題が生じている。

（3）行政のあり方の総点検

このため、国民生活に直結する分野について、各府省庁等で取り組んでいる政策（法律、制度、事業等）を消費者・生活者の目線に立って総点検し、被害を防止し、国民に安全・安心をもたらすものとなるよう根本から見直す、あるいは充実強化していくことが必要である。

国民生活審議会（総理の諮問機関）において、11月より、こうした行政のあり方についての総点検を開始したところであり、点検結果をもとに今後の政策の方向を取りまとめる。

（4）緊急に講ずる具体的な施策の取りまとめ

また、このような総点検に先立って、国民生活の基本である「食べる」「働く」「作る」「守る」「暮らす」の分野について、生活の安心を確保するために必要な具体的な施策として、緊急に講ずるもの下記のように取りまとめ、推進する。

（5）国民の声の反映

取りまとめに当たっては、関係大臣等が地方視察・地域住民との対話等を行い「現場の声」を把握した。また、併せてインターネット等で、国民の意見を広く募集した。

2 5つの分野

緊急に講ずる具体的な施策として、以下の施策を推進する。

(1)「食べる」～ホンモノのある食生活

①食品表示を適正化する

(国民の声)

食品表示の偽装事件が多く安心できません。食品の表示について消費者がもつと安心できるようにして下さい。行政は、監視指導体制を厳しくしてほしいと思います。抜き打ちで製造現場や仕入先など検査したり、通報を真摯にとりあげ調査したりしてほしい。

(官邸ホームページへの意見、農林水産省「食品表示地域フォーラム」、「生活安心」意見募集より)

- ア. 消費者の加工食品の表示に対する信頼向上を図るため、原料供給者についても JAS 法上の表示を義務付けるよう品質表示基準（告示）を改正する。（平成 19 年度中）（農林水産省）
- イ. 不正表示の監視取締体制強化のため、農林水産省に「食品表示特別 G メン」（広域、重大案件に対して機動的に調査を実施する専門チーム）を新設する。（20 年度）（農林水産省）
- ウ. 不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会（仮称）」を設置すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議（仮称）」を設置し、関連情報の共有を進める。（20 年度）（公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省）
- エ. 賞味期限など食品の期限表示の意味について消費者が正確に理解できるよう、関係省が連携し、消費者の視点に立った分かりやすいパンフレットを早急に作成し、情報提供活動を強化する。（19 年度中）（厚生労働省、農林水産省）

②食品等の安全性を確保する

(国民の声)

輸入食品の安全性に対する不安があり、輸入食品の検査を充実させてほしい。土鍋から鉛が溶け出すなど、食器等の安全性に対する不安も高まっています。

(内閣府「食品安全モニター」より)